

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十六年十一月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 橋本 明彦

## 1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「日本海・九州西海域」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める日本海・九州西海域

（2）「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ 法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に規定する届出漁業

ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

ト 別表1の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

## 2 操業の禁止

平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日の間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十六年十二月三十一日）において、現に日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第三十七号の2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の規定に基づく日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を営んでいる者（以下「現承認者」という。）は、この指示の規定に基づき、当該漁業を営むことができる。

## 3 操業の承認

(1) 現承認者は、平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日の間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、委員会の承認を受けなければならない。

(2) 前号の規定にかかわらず、委員会は、現承認者について、前号の承認を受けた者とみなすことができる。ただし、現承認者から別段の申出があった場合はこの限りではない。

(3) 委員会は、第一号の承認をしたときは、その現承認者に別記様式第一号による承認証を交付する。次号及び第六号の規定に基づいてする承認に おいてもまた同様とする。

(4) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第二号に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(5) 前号に基づく変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条による漁船原簿の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 委員会は、第一号の承認を受けた者（第四号の規定により変更の承認を受けた者を含む。以下「旧承認者」という。）から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(7) 前号の承認の承継の申請は、別記様式第三号及び第三号の二による承認申請書に、旧承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて行うものとする。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(8) 旧承認者は、当該漁業を廃止するときは、第六号の規定により当該承認に係る地位が承継される場合を除き、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(9) 第四号及び第六号の申請並びに前号の届出は、申請者の住所の所在する道府県ごとに、別表2の上欄に掲げる道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。

(10) 前号の場合において、別表2の上欄に掲げる道府県以外の都道府県に住所を有する申請者は、主たる操業海域について、同表の上欄に掲げる道府県の区分に応じ、当該道府県の海域を管轄する事務局に提出するものと

する。

4 漁獲実績報告書

3の第一号、第四号又は第六号の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

5 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十七年一月一日から平成二十九年一月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定めるところによる。

別表 1

| 道県名 | 漁業名                           |
|-----|-------------------------------|
| 北海道 | ・まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業<br>(海区承認) |
| 青森県 | ・まぐろはえなわ漁業(海区承認)              |
| 沖縄県 | ・まぐろはえ縄漁業(知事許可)               |

別表 2

| 道府県名 | 委員会事務局及び所在地 |
|------|-------------|
|------|-------------|

|                                              |     |     |                                        |     |     |     |     |                                           |     |     |     |     |     |     |     |     |      |     |
|----------------------------------------------|-----|-----|----------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 北海道                                          | 青森県 | 秋田県 | 山形県                                    | 新潟県 | 富山県 | 石川県 | 福井県 | 京都府                                       | 兵庫県 | 鳥取県 | 島根県 | 山口県 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 鹿児島県 | 沖縄県 |
| 新潟漁業調整事務所<br>(〒950-0909 新潟市中<br>央区八千代1-5-15) |     |     | 境港漁業調整事務所<br>(〒684-0034 境港市昭<br>和町9-1) |     |     |     |     | 九州漁業調整事務所<br>(〒812-0031 福岡市博<br>多区沖浜町8-1) |     |     |     |     |     |     |     |     |      |     |

様式第一号

|                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 沿岸くろまぐろ漁業承認証         |                            |
| 承認番号                 |                            |
| 住 所                  |                            |
| 氏 名                  |                            |
| 船 名                  |                            |
| 漁 船<br>登録番号          |                            |
| 承認期間                 | 平成 年 月 日 から<br>平成 年 月 日 まで |
| 平成 年 月 日             |                            |
| 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 ⑩ |                            |

備考：用紙は、日本工業規格 A 6 とする。

様式第二号

## 沿岸くろまぐろ漁業変更承認申請書

平成 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊞

年 月 日付けで提出した、沿岸くろまぐろ漁業承認申請書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）申請します。

### 記

#### 1 変更しようとする事項

| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|
|         |       |       |

#### 2 漁船原簿の登録確認

漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

確認者：職・氏名 ㊞

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第三号

## 沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

平成 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名）： ⑩

様式第三号の二に記載の者〇〇名が、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。

様式第三号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

平成 年 月 日

確認者：職・氏名

⑩

様式第三号の二

| 承認番号 | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) | 申請者住所 | 使用する船舶 |            |            | 漁業の方法             | 操業<br>海域 | 操業予定時期 | 主な水揚げ市場<br>(又は漁協) | 申請者証明印 | 備考 |
|------|------------------------|-------|--------|------------|------------|-------------------|----------|--------|-------------------|--------|----|
|      |                        |       | 船名     | 漁船登録<br>番号 | 船舶総ト<br>ン数 | 曳き縄・はえ縄<br>釣り・その他 |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |
|      |                        |       |        |            |            |                   |          |        |                   |        |    |

- 〔備考〕
- 1 漁業の方法は、該当するものを記入すること。なお、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入すること。
  - 2 操業海域は、別図の区分(J1、J4～J10)を記入すること。
  - 3 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。



様式第四号

## 廃業届

平成 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊞

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

### 記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第五号

## 沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

平成 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあっては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第五号の二に記載の者〇〇名の、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業における漁獲実績を次のとおり報告します。

様式第五号の二

平成 年 月分実績

漁業協同組合

支所

[illegible]

(注)

\* 1: 別図の区分(J1,J4~J10)を記入すること。

\*2: 水揚げ市場が不明な場合、取扱い漁協名を記入すること。また、「養殖用種苗」にあつては、漁獲後、最初に活け入れ、又は蓄養した漁場を管轄している漁協名を記入すること。

\*3: 鮮魚出荷分の漁獲実績は、1尾あたりの魚体重が4kg未満、4kg以上30kg未満、30kg以上の3区分に分けて記入すること。

4kg上・下を仕分けする銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。4kg以上の銘柄区分については次のとおり。

RD:(ラウンド)魚全体(えら、内臓付)、GG:(ジュー)えらと内臓を除去したもの、SD:(セッドレス)えら、内臓と尾鰭を除去したもの、その他:以上の3区分に該当しないもの

\* 4:「1尾当たりの平均魚体重」については、目視、経験則又は数尾の直接計測等に基づく記入でよい。

〔備考〕

1 月毎に別葉で作成し提出すること。なお、漁協を経由せずに報告する場合は、一葉で提出することも可。ただし、その場合も月毎に実績を整理し、備考欄に何月分かを記入すること。

2 漁業の方法、操業海域、水揚げ市場については、その月に該当する主なものを記入すること。

## 承認証再交付申請書

平成      年      月      日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）：      ⑩

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

### 記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

(別図)

